

那霸市公報

第1686号

毎月2回 1, 15日発行
発行所
那霸市泉崎1丁目1番1号
那霸市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那霸市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び那霸市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1594
○那霸市役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則（ハイサイ市民課）	1601
○那霸市事務分掌規則の一部を改正する規則（ハイサイ市民課）	1602
○那霸市庁舎管理規則の一部を改正する規則（管財課）	1603
○那霸市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1605
○那霸市中小企業振興審議会規則の一部を改正する規則（商工農水課）	1609

◇訓 令◇

○那霸市戸籍事務を処理する電子情報処理に係るデータ保護管理規程の一部を改正する訓令（ハイサイ市民課）	1610
--	------

◇告 示◇

○市道路線の区域変更に関する告示（道路管理課）	1611
○那霸市営住宅等家賃等徴収業務委託について（市営住宅課）	1613
○平成29年（2017年）2月那霸市議会臨時会の招集について（総務課）	1614
○市道路線の区域変更に関する告示（道路管理課）	1615
○平成29年（2017年）2月那霸市議会臨時会に付議する事件の追加告示について（総務課）	1617
○平成29年（2017年）2月那霸市議会定例会の招集について（総務課）	1618

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）	1619
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）	1620
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）	1621
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について（保護管理課）	1622
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の再開について（保護管理課）	1623
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の休止について（保護管理課）	1624

◇公 告◇

○所有者不明土地（墓地）の所有権申請について（管財課）	1625
○牧志公設市場（衣料部・雑貨部）基礎調査事業業務委託における公募の実施について（なはまちなか振興課）	1626
○平成29年度 那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託の入札の実施について（管財課）	1627

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について	1630
-----------------------------	------

◇選挙管理委員会告示◇

○選挙人名簿の縦覧場所について	1631
○在外選挙人名簿の縦覧場所について	1632

◇監査委員公表◇

○平成28年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について(公表) …… 1633

規則

那霸市規則第1号

平成29年1月30日

公 布 濟

那霸市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び那霸市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第7 別記] [別表第7の2 別記]	[別表第7 別記] [別表第7の2 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

[改正前 別記]

別表第7(第22条関係)

昇格時号給対応表

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
[略]	[略]						
82	38						
83	39						
84	40						
85	41						
86	41						
87	42						
88	42						
89	43						
90	43						
91	44						
92	44						
93	45						
[略]							

イ～ウ [略]

エ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けっていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
[略]	[略]				
109	82				

[略]		
113	83	[略]
114	83	
[略]		
117	84	[略]
118	84	
119	84	
[略]		
121	85	[略]
122	85	
123	85	
124	85	
125	86	
126	86	
127	86	
[略]		
129	87	[略]
130	87	
[略]		
133	88	[略]
[略]		

[改正後 別記]

別表第7(第22条関係)

昇格時号給対応表

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
[略]							
82	37	[略]					
83	38						
84	38						
85	39						
86	39						
87	40						
88	40						
89	41						
90	41						
91	42						
92	42						
93	43						
[略]							

イ～ウ [略]

エ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けている号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
[略]					
109	81	[略]			
[略]					
113	82	[略]			
114	82				
[略]					
117	83	[略]			
118	83				
119	83				
[略]					
121	84	[略]			
122	84				
123	84				
124	84				
125	85				
126	85				
127	85				
[略]					
129	86	[略]			
130	86				
[略]					
133	87	[略]			
[略]					

[改正前 別記]

別表第7の2(第23条関係)

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けている号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
[略]							
37	81	[略]					
38	82						
39	83						
40	84						
41	86						
42	88						
43	90						

44	<u>92</u>
[略]	

イ～ウ [略]

エ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けている号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
[略]					
81	<u>108</u>	[略]			
82	<u>112</u>				
83	<u>116</u>				
84	<u>120</u>				
85	<u>124</u>				
86	<u>128</u>				
87	<u>132</u>				
[略]					

[改正後 別記]

別表第7の2(第23条関係)

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けている号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
[略]							
37	<u>82</u>	[略]					
38	<u>84</u>						
39	<u>86</u>						
40	<u>88</u>						
41	<u>90</u>						
42	<u>92</u>						
43	<u>93</u>						
44	<u>93</u>						
[略]							

イ～ウ [略]

エ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けている号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
[略]					
81	<u>109</u>	[略]			
82	<u>114</u>				

83	<u>119</u>
84	<u>124</u>
85	<u>127</u>
86	<u>130</u>
87	<u>133</u>
[略]	

(那覇市現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第5 別記]	[別表第5 別記]
[別表第5の2 別記]	[別表第5の2 別記]
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別表]

別表第5(第6条の2関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
[略]				
102	<u>38</u>	[略]		
103	<u>39</u>			
104	<u>40</u>			
105	<u>41</u>			
106	<u>41</u>			
107	<u>42</u>			
108	<u>42</u>			
109	<u>43</u>			
110	<u>43</u>			
111	<u>44</u>			
112	<u>44</u>			
113	<u>45</u>			
[略]				

[改正後 別表]

別表第5(第6条の2関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
[略]				

102	37	[略]
103	38	
104	38	
105	39	
106	39	
107	40	
108	40	
109	41	
110	41	
111	42	
112	42	
113	43	
[略]		

[改正前 別表]

別表第5の2(第6条の4関係)

降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けている号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	
[略]					
37	101	[略]			
38	102				
39	103				
40	104				
41	106				
42	108				
43	110				
44	112				
[略]					

[改正後 別表]

別表第5の2(第6条の4関係)

降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けている号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	
[略]					
37	102	[略]			
38	104				
39	106				
40	108				
41	110				
42	112				
43	113				

44	<u>113</u>
[略]	

付 則
この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第2号
平成29年1月30日
公 布 濟

那覇市役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

那覇市役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則

那覇市役所支所事務分掌規則(1962年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 支所の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(13) [略]	第2条 [略] (1)～(13) [略] <u>(14) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づく個人番号の指定及び通知並びに通知カード及び個人番号カードに関すること(個人番号カードの交付及び再交付を除く。)。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則
この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第3号
平成29年1月30日
公 布 濟

那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則

那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(市民文化部における課の分掌事務) 第7条 [略] 2 [略] 3 ハイサイ市民課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(25) [略]	(市民文化部における課の分掌事務) 第7条 [略] 2 [略] 3 [略] (1)～(25) [略] <u>(26) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づく個人番号の指定及び通知並びに通知カード及び個人番号カードに関すること。</u>
4～5 [略]	4～5 [略]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那霸市規則第4号
平成29年1月30日
公 布 濟

那霸市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那覇市庁舎管理規則の一部を改正する規則

那覇市庁舎管理規則(昭和50年那覇市規則第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(<u>庁舎管理者</u>) 第3条 庁舎の管理のため、 <u>別表</u> に定めると ころにより庁舎管理者を置く。	(<u>庁舎管理者</u>) 第3条 庁舎の管理のため、 <u>別表第1</u> に定め るところにより庁舎管理者を置く。
2 [略] (<u>庁舎の出入口の開閉等</u>) <u>第11条 庁舎の出入口の開閉時間並びに出 入口閉鎖後及び本市の休日における庁舎 への出入りについては、</u> 庁舎管理者が別 に定める。	2 [略] (<u>庁舎の出入口の開閉等</u>) <u>第11条 庁舎の出入口の開閉時刻は、</u> 別表 第2に定めるとおりとし、本市の休日(那 覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市 条例第33号)第1条第1項の本市の休日を いう。以下この条において同じ。)は、開 扉をしないものとする。ただし、 <u>庁舎管 理者は、特に必要があると認めるときは、</u> <u>庁舎の出入口の開閉時刻を変更又は本市 の休日に開扉を</u> することができる。 <u>2 庁舎の出入口の閉扉時、本市の休日及び 暴風その他の非常時における庁舎への出 入りについては、</u> 庁舎管理者が別に定め る。
(委任) 第15条 この規則に定めるもののほか、 <u>庁 舎の秩序の維持について</u> 必要な事項は、 別に定める。	(委任) 第15条 この規則に定めるもののほか、 <u>庁 舎の管理に</u> 関し必要な事項は、 <u>庁舎管 理者が</u> 定める。
<u>別表</u> [略]	<u>別表第1</u> [略] [別表第2 別記]
備考	<p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の 表示がない場合には、当該改正後表を加える。</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正後 別記]

別表第2(第11条関係)

区分	開扉時刻	閉扉時刻
本庁舎	午前8時15分	午後6時15分
真和志庁舎		午後5時30分
首里支所庁舎		
小禄支所庁舎		
保健所庁舎		
その他の事業所の庁舎	当該事業所の長が別に定める。	

那覇市規則第5号

平成29年1月30日

公 布 濟

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記] [別表第3の2 別記]	[別表第3 別記] [別表第3の2 別記]
備考	<p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員の給与に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

[改正前 別記]

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給額
市長事務部局	政策統括調整監	<u>93,400円</u>
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給額
市長事務部局	政策統括調整監	<u>93,500円</u>
	[略]	
[略]		

[改正前 別記]

別表第3の2(第14条関係)

期間の区分	支給月額(円)		
	第11条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員		第11条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員
	医師	歯科医師	
1年未満	413,300	307,800	30,000

1年以上2年未満	413,300	307,800	27,000
2年以上3年未満	413,300	307,800	24,000
3年以上4年未満	413,300	307,800	21,000
4年以上5年未満	413,300	307,800	18,000
5年以上6年未満	413,300	307,800	15,000
6年以上7年未満	413,300	307,800	12,000
7年以上8年未満	413,300	307,800	9,000
8年以上9年未満	413,300	307,800	6,000
9年以上10年未満	413,300	307,800	3,000
10年以上11年未満	413,300	307,800	
11年以上12年未満	413,300	307,800	
12年以上13年未満	413,300	307,800	
13年以上14年未満	413,300	307,800	
14年以上15年未満	413,300	307,800	
15年以上16年未満	413,300	307,800	
16年以上17年未満	408,900	304,500	
17年以上18年未満	404,500	301,200	
18年以上19年未満	400,100	297,900	
19年以上20年未満	395,700	294,600	
20年以上21年未満	391,300	291,300	
21年以上22年未満	371,900	277,500	
22年以上23年未満	352,100	263,500	
23年以上24年未満	332,800	250,000	
24年以上25年未満	313,400	236,100	
25年以上26年未満	293,900	222,400	
26年以上27年未満	271,200	204,800	
27年以上28年未満	249,000	187,700	
28年以上29年未満	226,600	170,400	
29年以上30年未満	203,800	152,800	
30年以上31年未満	179,000	134,800	
31年以上32年未満	154,100	116,500	
32年以上33年未満	129,500	98,600	
33年以上34年未満	91,400	72,600	
34年以上35年未満	56,100	48,300	

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第11条第3項各号の職員となった日以後の期間を示す。

[改正後 別記]

別表第3の2(第14条関係)

期間の区分	支給月額(円)		
	第11条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員		第11条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員
	医師	歯科医師	

1年未満	413,800	308,000	30,000
1年以上2年未満	413,800	308,000	27,000
2年以上3年未満	413,800	308,000	24,000
3年以上4年未満	413,800	308,000	21,000
4年以上5年未満	413,800	308,000	18,000
5年以上6年未満	413,800	308,000	15,000
6年以上7年未満	413,800	308,000	12,000
7年以上8年未満	413,800	308,000	9,000
8年以上9年未満	413,800	308,000	6,000
9年以上10年未満	413,800	308,000	3,000
10年以上11年未満	413,800	308,000	
11年以上12年未満	413,800	308,000	
12年以上13年未満	413,800	308,000	
13年以上14年未満	413,800	308,000	
14年以上15年未満	413,800	308,000	
15年以上16年未満	413,800	308,000	
16年以上17年未満	409,400	304,700	
17年以上18年未満	405,000	301,400	
18年以上19年未満	400,600	298,100	
19年以上20年未満	396,200	294,800	
20年以上21年未満	391,800	291,500	
21年以上22年未満	372,400	277,700	
22年以上23年未満	352,600	263,700	
23年以上24年未満	333,300	250,200	
24年以上25年未満	313,900	236,300	
25年以上26年未満	294,400	222,600	
26年以上27年未満	271,700	205,000	
27年以上28年未満	249,500	187,900	
28年以上29年未満	227,100	170,600	
29年以上30年未満	204,300	153,000	
30年以上31年未満	179,500	135,000	
31年以上32年未満	154,600	116,700	
32年以上33年未満	130,000	98,800	
33年以上34年未満	91,900	72,800	
34年以上35年未満	56,600	48,500	

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第11条第3項各号の職員となった日以後の期間を示す。

那霸市規則第6号
平成29年1月30日
公 布 濟

那霸市中小企業振興審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

那霸市中小企業振興審議会規則の一部を改正する規則

那霸市中小企業振興審議会規則(平成21年那霸市規則第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任期) 第4条 正委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 [略]	(任期) 第4条 正委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 [略]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第1号

平成29年1月30日

公 表 濟

那覇市戸籍事務を処理する電子情報処理に係るデータ保護管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城間幹子

那覇市戸籍事務を処理する電子情報処理組織に係るデータ保護管理規程の一部を改正する訓令

那覇市戸籍事務を処理する電子情報処理組織に係るデータ保護管理規程(平成13年那覇市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(端末装置管理者の指定等) 第8条 端末装置の管理及び適正な運用を図るため、 <u>ハイサイ市民課の本庁、支所及び銘苅証明発行センター</u> に端末装置管理者を置き、ハイサイ市民課長が <u>指名する担当主査</u> をもって充てる。	(端末装置管理者の指定等) 第8条 端末装置の管理及び適正な運用を図るため、 <u>本庁及び各支所</u> に端末装置管理者を置き、ハイサイ市民課長が <u>指定する職員</u> をもって充てる。
2~4 [略]	2~4 [略]

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

告示

那霸市告示第378号
平成29年1月25日
掲示済

市道路線の区域変更に関する告示

道路法(昭和27年法第180号)第18条第1項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更する。

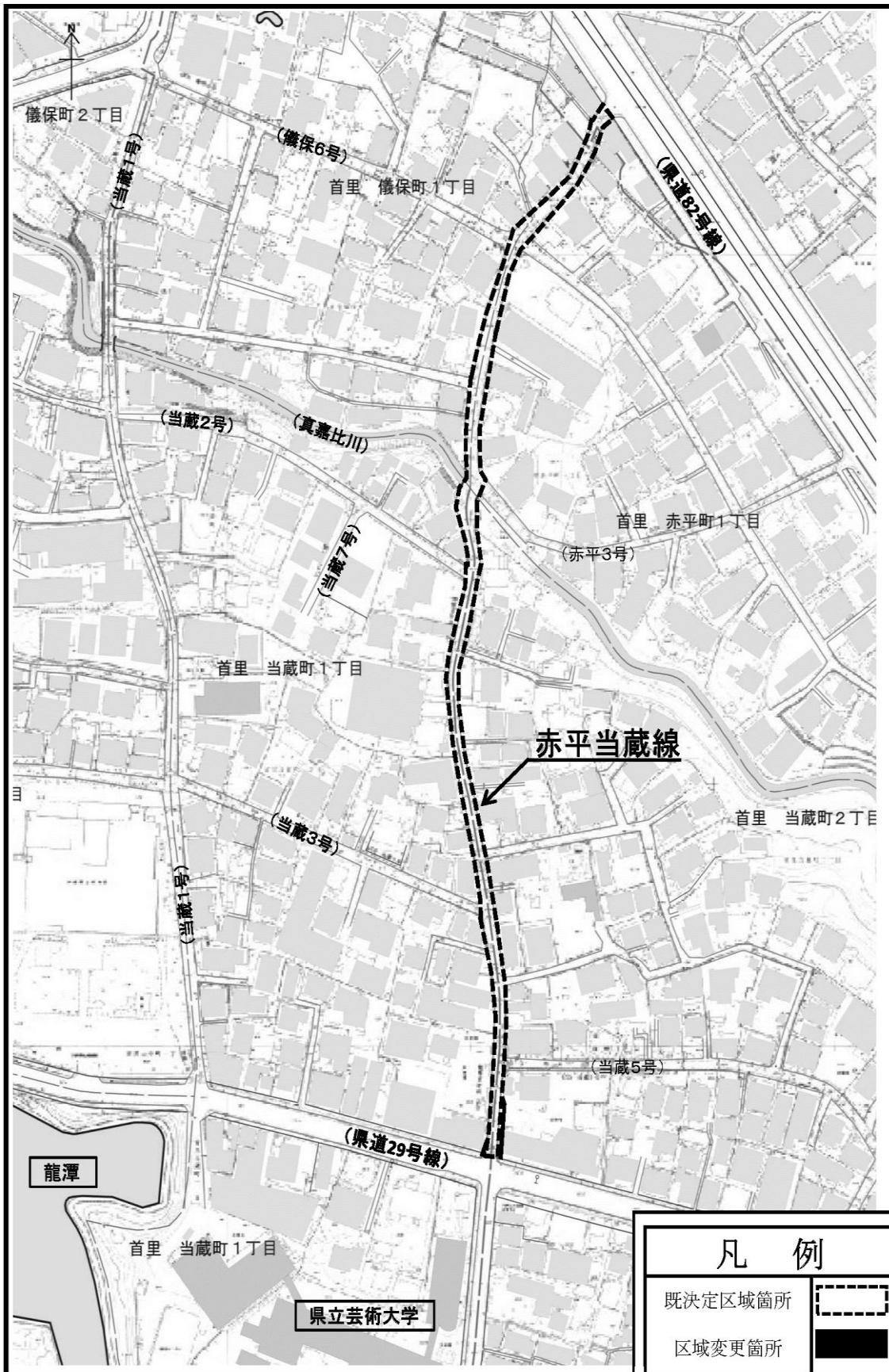
その関係図面は、告示の日から2週間、那霸市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那霸市長 城間幹子

区域変更する路線

整理番号	路線名	区間	延長(m)	幅員(m)	備考
1427	赤平当蔵線	首里赤平町2丁目1番～ 首里当蔵町2丁目14番	415.2	3.7～ 16.9	区域追加

市道路線の区域変更位置図(参考図)



那覇市告示第384号
平成29年1月26日
掲示済

那覇市営住宅等家賃等徴収業務委託について

地方自治法第158条第1項及び第2項並びに那覇市会計規則第34条第1項及び第2項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 城間幹子

委託業者名	住 所	委 託 期 間
株式会社 琉信ハウジング 代表取締役 比嘉 正彦	那覇市松山2丁目3番12号	自平成29年4月1日 至平成34年3月31日

那覇市告示第385号
平成29年1月27日
掲示済

平成29年(2017年)2月那覇市議会臨時会の招集について

平成29年(2017年)2月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城間幹子

1 招集の日 平成29年2月6日(月)

2 招集の場所 那覇市議会議場

3 付議事件名

- (1) 工事請負契約について
(城北中学校屋内運動場及びプール改築工事(建築))
- (2) 専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

那霸市告示第388号
平成29年2月1日
掲示済

市道路線の区域変更に関する告示

道路法(昭和27年法第180号)第18条第1項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更する。

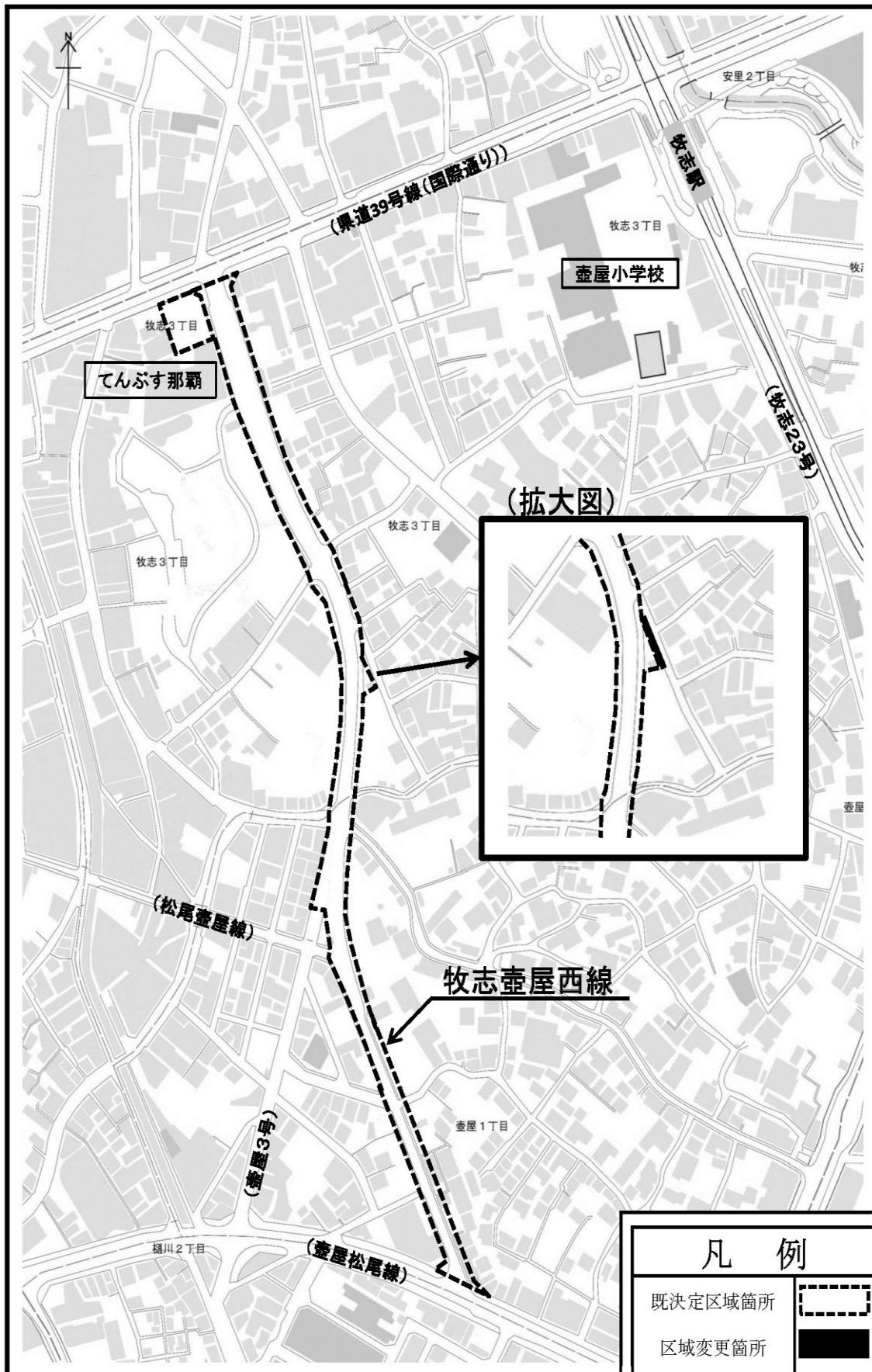
その関係図面は、告示の日から2週間、那霸市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那霸市長 城間幹子

区域変更する路線

整理番号	路線名	区間	延長(m)	幅員(m)	備考
2363	牧志壺屋西線	牧志3丁目107番20～壺屋1丁目563番	597.0	14.0～45.25	区域追加

市道路線の区域変更位置図



那覇市告示第390号
平成29年2月3日
掲示済

平成29年(2017年)2月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成29年(2017年)2月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 城間幹子

付議事件名

委員会への付託陳情

- ・那覇市議会議員の政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開等を求めるについて

那覇市告示第391号
平成29年2月3日
掲示済

平成29年(2017年)2月那覇市議会定例会の招集について

平成29年(2017年)2月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 城間幹子

1 招集の日 平成29年2月13日(月)

2 招集の場所 那覇市議会議場

那覇市告示第395号
平成29年2月15日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城間幹子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
嘉陽皮膚科	嘉陽 宗亨	
那覇市上之屋一丁目19番22号 YOSHINAビル2階、3階		平成29年1月5日

那覇市告示第396号
平成29年2月15日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城間幹子

名 称	開 設 者	廃止年月日
所在地		
Q歯科クリニック	伊禮 究	平成28年12月29日
那覇市久茂地二丁目24番19号 仲西ビル2階		
美栄橋調剤薬局	株式会社沖縄総合薬局	平成29年2月1日
那覇市久茂地三丁目13番1号		

那覇市告示第397号
平成29年2月15日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城間幹子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変更前)	
訪問介護ステーション萬願		
所在地	那覇市長田二丁目24番40号 (那覇市長田二丁目34番15号 サンライズ長田106号)	平成28年12月1日
居宅介護ステーション萬願		
所在地	那覇市長田二丁目24番40号 (那覇市長田二丁目34番15号 サンライズ長田106号)	平成28年12月1日
那覇市地域包括支援センター古波蔵		
所在地	那覇市古波蔵四丁目10番10号 2階 (那覇市古波蔵四丁目13番3号)	平成29年1月4日

那覇市告示第398号
平成29年2月15日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城間幹子

名 称 (休止する事業の種類)	休止年月日
所 在 地	
デイサービスセンター西町 (通所介護、介護予防通所介護)	平成27年6月1日
那覇市西一丁目20番19号 1階	
デイサービスセンター健寿の杜 (通所介護、介護予防通所介護)	平成28年12月7日
那覇市安里三丁目1番47号	
指定居宅介護支援事業所いやしの郷おおうら (居宅介護支援)	平成27年6月1日
那覇市高良三丁目5番22号	
居宅介護支援事業所 松尾 (居宅介護支援)	平成28年1月1日
那覇市松尾二丁目16番45号 又吉ビル1階	

那覇市告示第399号
平成29年2月15日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の再開について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり再開の届出があった。

那覇市長 城間幹子

名 称	再開年月日
所 在 地	
指定居宅介護支援事業所いやしの郷おおうら	
那覇市高良三丁目5番22号	平成29年3月1日

那覇市告示第400号
平成29年2月15日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の休止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第2項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城間幹子

施術者	施術所名称	休止年月日
	施術所所在地	
南出 知秀		平成28年10月1日

公 告

那霸市公告第530号
平成29年1月27日
掲示済

所有者不明土地（墓地）の所有権申請について

那霸市が管理している下記の所有者不明土地（墓地）について、所有権を申し立てる者がいるため、公告する。申立人以外に所有権を主張するものがあれば、期日までに届け出られたい。

那霸市長 城間幹子

記

1 所在地 那霸市首里大名町二丁目130番

2 届出の期日 平成29年1月18日

3 届出先 那霸市総務部管財課

那覇市公告第531号
平成29年1月27日
掲示済

牧志公設市場（衣料部・雑貨部）基礎調査事業業務委託を実施する受託業者を公募するため、次のとおり公告する。

那覇市長 城間幹子

- 1 件 名 牧志公設市場（衣料部・雑貨部）基礎調査事業業務委託
- 2 事業内容 「牧志公設市場（衣料部・雑貨部）基礎調査事業業務委託仕様書」のとおり
- 3 提出書類の受付期間 平成29年1月27日（金）～
平成29年2月7日（火）12:00必着（土日を除く）
- 4 問い合わせ先 那覇市経済観光部 なはまちなか振興課 担当 高良
TEL:098-863-1750
Email:K-NAHA001@neo.city.naha.okinawa.jp
- 5 詳細内容 本件に関する仕様または提出資料等の詳細につきましては、那覇市公式ホームページに掲載の「牧志公設市場（衣料部・雑貨部）基礎調査事業業務委託企画提案募集要項」をご確認ください。

那覇市公告第560号
平成29年2月15日

平成29年度 那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託の入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城間幹子

1 入札に付する事項

(1) 契約案件名

- ① 学校ごみ処理業務委託（那覇東地区）
- ② 学校ごみ処理業務委託（那覇西地区）
- ③ 平成29年度都市公園清掃（塵芥回収）管理業務委託
- ④ 保育所等ごみ処理業務委託
- ⑤ 平成29年度那覇市学校給食センター（首里・小禄・真和志）ごみ処理業務委託
- ⑥ 那覇市役所本庁舎等ごみ処理業務委託
- ⑦ 那覇市市民文化部6施設ごみ収集業務委託
- ⑧ 那覇市教育委員会施設ごみ処理業務委託
- ⑨ 那覇市保健所ごみ処理業務委託
- ⑩ 那覇市上下水道局庁舎一般廃棄物搬出業務委託
- ⑪ 平成29年度那覇市IT創造館塵芥処理業務委託
- ⑫ 平成29年度消防庁舎ごみ収集業務委託
- ⑬ 識名霊園一般廃棄物収集運搬業務

(2) 履行場所 那覇市直営施設

(3) 履行内容 各施設の仕様書による

(4) 契約予定日 平成29年4月1日

(5) 履行期間

ア 単年度契約案件

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

※本事業の予算については、平成29年度当初予算に計上しているところです。事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等に変更が生じる場合があることを予めご留意ください。

イ 長期継続契約案件

那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則第3条に定める任意の期間

※長期継続契約案件の入札及び契約には次の条件を付す。

長期継続契約案件の入札に係る契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条第2号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に定める者に該当しないこと。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第7条第1項に基づき那覇市長の許可を受けた那覇市一般廃棄物収集運搬許可業者であること。

3 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年3月3日（金）
午後1時30分受付開始 午後1時45分入札説明会開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎1-1-1）12階 第2研修室
※本庁舎駐車場は有料となっております。

4 入札の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年3月24日（金）
午後1時30分受付開始 午後1時45分入札開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎1-1-1）12階 第2研修室
※本庁舎駐車場は有料となっております。

5 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第8条第1項に基づき免除することができる。

6 郵送による入札は認めない。

7 入札参加資格の確認

入札執行前に、入札に参加しようとする者が、市許可業者であることを確認するため、一般廃棄物収集運搬業許可証の写しを提出する。

8 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 問い合せ先

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-862-9904 FAX 098-862-9352

※本庁舎駐車場は有料となっておりますので、来庁の際はなるべく公共交通機関をご利用下さい。

上下水道局告示

那霸市上下水道局告示第45号

平成29年1月24日

掲示済

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第2号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聰

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者
408	有限会社 五和工業	宜野湾市野嵩2丁目32番8号	嘉手納 靖

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第52号

平成29年2月15日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定により、平成29年3月3日から同年3月7日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐眞弘安

縦覧場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎12階
那覇市選挙管理委員会事務局

那霸市選挙管理委員会告示第53号
平成29年2月15日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第2項の規定により、
平成29年3月3日から同年3月7日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した
者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所
は、次のとおりである。

那霸市選挙管理委員会
委員長 唐眞弘安

縦覧場所 那霸市泉崎1丁目1番1号 那霸市役所本庁舎12階
那霸市選挙管理委員会事務局

監査委員公表

那監公表第10号
平成29年2月15日

那覇市監査委員	新城和範
同	宮里善博
同	高良正幸
同	糸数昌洋

平成28年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

平成28年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成28年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について

福祉部

○ 福祉政策課

(1) イラストレーション(著作物)使用料について(注意事項)

平成26年度バリアフリー改装補助事業における支援事業委託において、受託者が委託契約外で作成した啓発用チラシの原案を課で内容確認し、庁内印刷によりチラシの作成、配布、ホームページへの掲載を行い、引き続き平成27年度も利用していた。当該チラシに利用したイラストレーションは無料素材であることを当該受託者に口頭で確認していたが、使用許諾業務を委託されている事業者からの通知により、有料のイラストレーションが含まれていることが判明した。その結果、利用した日に遡って使用料205,200円(平成26年度分91,800円、同27年度分113,400円)を支払っている。

著作権法第63条第2項は「許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その著作物が利用できる」と規定している。

著作物の利用に当たっては、法令等を遵守し適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今後、事業の広報用チラシ等を作成する際にイラストを使用する場合は、本市において作成及び購入したイラスト集等を使用し、事業の受託者には、本市が指定したイラストを使用するよう指導するほか、受託者が提案したイラストについては、著作物の使用許諾及び使用料の有無を確認するとともに、著作物の無断使用という事態が再発しないよう徹底いたします。

(2) 寄附金の調定及び指定金融機関等への払込みについて(注意事項)

平成27年6月1日に寄附金(30,000円)を受領したが、その後、現金を金庫に保管したまま失念し、同年9月10日付けで調定及び指定金融機関への払込みを行っている。また、同年9月10日付け受領した寄附金(500,000円)については同月17日付けで調定及び指定金融機関への払込みを行っている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは直ちに予算科目別に調定をしなければならない旨、また、同規則第27条第1項は、現金等を直接収納したときは、即日又は翌営業日までに指定金融機関等に払い込まなければならない旨、定めている。

現金の取扱いに当たっては、事故防止の観点から内部統制の強化を図り、会計規則を遵守し適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今後、寄附金等の現金を受領した際には、会計規則を遵守し、調定及び指定金融機関等への払込みを速やかに行えるよう、課内へ周知徹底を図ります。

○障がい福祉課

業務委託契約書の委託料の訂正について（注意事項）

平成27年度（第14回）那覇市障がい者美術展事業において、当該事業の委託契約の締結後に契約金額の誤記入（2,455,000円を2,445,000円と記入）に気づき、訂正印により同日付けで金額の訂正を行っている。

那覇市会計規則第7条第3項は「証拠書類の数字は、内訳を除くほか訂正することができない。」と定めている。

重要な証拠書類としての委託契約書の契約額の訂正については、当該会計規則を遵守し適切な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は、契約書作成において内容確認を慎重に行うとともに、事務処理に当たっては那覇市会計規則を再確認しながら適切に行ってまいります。

○ちやーがんじゅう課

概算払いにおける精算事務の遅れについて（注意事項）

老人福祉研究部会出席の普通旅費の概算払いについて、用務終了後精算に要した日数が26日となっている。

那覇市会計規則第62条第1項は「概算払を受けた者は、用務を終了した日から7日以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない。」と定めている。

概算払いの精算事務に当たっては、会計規則を遵守し適切な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

当該注意事項については、用務終了後すみやかに精算処理の手続きを進めたが、必要書類の不備等により手続きに時間を要したために生じたものです。今後このような事態が生じないよう、用務終了後7日以内に精算を行うよう周知徹底を図り、那覇市会計規則を遵守し、適切な事務の執行を行ってまいります。

健康部

○特定健診課

資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

特定健診に係る会場使用料の支払いのため受領した前渡金について、精算事務が遅延しているもの（2件）、うち1件は精算に要した日数が40日となっている。

資金前渡の精算について、那覇市会計規則第57条第1項第3号は支払いが終了した日から7日以内に行う旨、定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、会計規則を遵守し適切な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

資金前渡により受領した経費の支払いが完了した際には、速やかに精算を行

うよう課内会議にて、那覇市会計規則の周知徹底をしてまいりました。今後、同様の事務の遅れが生じないよう、年間計画表をもとに資金前渡の日程及び、精算状況を担当者と監督者で互いに確認する作業をしっかりと行ってまいります。

こどもみらい部

○こどもみらい課

(1) こいのぼり掲揚事業委託における随意契約について（注意事項）

こいのぼり掲揚事業は、児童福祉週間にちなみ「こどもの日」の行事の一環としてこいのぼり掲揚式を行う事業である。

事業実施に当たり、随意契約によることができる場合の限度額を規定した那覇市契約規則第20条第6号（限度額500,000円）を適用し、掲揚式の委託（496,800円）と懸垂幕製作・設置委託（43,200円）を、同一事業者と随意契約している。

今後は、密接に関連する委託については、地方自治法施行令第167条に基づく入札により競争性が確保されるよう契約方法を見直されたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は、地方自治法施行令第167条及び那覇市契約規則を遵守し、密接に関連する委託は同一委託とし、契約方法について見直しを行います。

(2) 認可外保育施設への専門講師派遣事業委託における契約期間の遡及について（注意事項）

認可外保育施設への専門講師派遣事業は、認可外保育施設の保育の質向上を図るため、各施設へ保育の専門講師を派遣し研修を実施する事業である。

事業の委託に当たり、委託契約は平成27年9月11日付け締結しているが、契約期間を約5か月遡って同年4月3日からとしている。

地方自治法第234条第5項は、長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする旨規定している。当該遡及は、契約書第8条に規定する特別条項に基づくものであるが、契約が締結されていない期間は、委託事業者への履行の請求ができず、長期間遡及しての契約は不適切である。

事業の執行に当たっては、事業計画等について十分調整のうえ、当該法令を遵守し適切に事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

業務委託契約の契約日については、地方自治法第234条第5項の規定に留意し、適切に契約を締結します。

○子育て応援課

母子及び父子家庭等医療費助成金の返還について（注意事項）

母子及び父子家庭等医療費助成事業について、医療費助成金の過払いがあり、

医療費助成金返還命令の決裁を受けないまま調定し、返還の納入通知書及び納付書を送付（対象者6人、総額9,723円）していた。

地方自治法施行令第159条に基づく当該助成金の返還に当たっては、那覇市事務決裁規程第5条第1項別表第3による課長の決裁を行うべきであった。また、返還に係る納入通知書には、同施行令第154条第3項に基づき所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入の請求の事由等、必要事項を明記すべきであった。

助成金の返還に当たっては、関係法令等に基づき適切な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

助成金の返還事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な事務の執行を行うよう、職員への注意喚起と周知徹底を図りました。

今後、このようなことがないよう、適切な事務処理に努めてまいります。

消防局

○予防課

(1) 概算払いにおける精算事務の遅れについて（注意事項）

先進都市違反是正視察研修出席旅費について、用務終了日は平成27年7月17日、精算日は同年8月27日となっており、精算に要した日数が41日と遅延している。

那覇市会計規則第62条第1項は「概算払を受けた者は、用務を終了した日から7日以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない。」と定めている。

概算払いの精算事務に当たっては、会計規則を遵守し適切な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

概算払いに当たっては7日以内に精算を行うよう周知徹底を図りました。今後このような事態が生じないよう、那覇市会計規則を遵守し適切な事務処理を行ってまいります。

(2) 特定屋外タンク貯蔵所完成検査前検査に係る審査委託契約について

（注意事項）

特定屋外タンク貯蔵所完成検査前検査に係る審査委託契約については、平成27年10月1日付け予備費充用を行っているが、契約は当該充用前の同年9月29日付け締結され、同日付けで支出負担行為が行なわれている。

地方自治法第232条の3は「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と定めている。

契約その他の財務事務の執行に当たっては、関係法令を遵守し適切な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

支出事務の執行に当たっては関係法令を遵守し、適切な事務の執行を行うよ

う、職員への注意喚起と周知徹底を図りました。

今後、このようなことがないよう、適切な事務処理を行ってまいります。

○指令情報課

高機能消防指令センター改修業務委託について（注意事項）

高機能消防指令センター改修業務委託は、現在運用中の高機能消防指令センターと消防救急デジタル無線設備を接続するための既設指令システム改修が作業内容であり、主にソフト面の改修である。

当該業務委託の仕様書の第9に定める完成検査に合格し、委託料は平成28年1月28日に支払われているものの、同仕様書の第14に定める受託者が提出することとされている完成図書2部の納品は、同年11月8日に行われている。

地方自治法第234条の2第1項は、契約の適正な履行を確保するため必要な検査をしなければならない旨定められている。

支払事務に当たっては、関連法令等を遵守し適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

業務委託契約及び当該仕様書における作業及び提出物等の履行について、確實に検査を行い法令遵守の適正な事務処理を行ってまいります。